

金沢市監査公表第10号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第1項及び第4項の規定により、金沢市監査基準（令和2年監査公表第3号）に準拠し実施した財産の管理等状況監査の結果に関する報告を次のとおり決定したので、同条第9項の規定により当該報告を公表します。

令和8年8月12日

金沢市監査委員 加 藤 弘 行

金沢市監査委員 中 村 哲 郎

金沢市監査委員 横 越 徹

金沢市監査委員 森 一 敏

第1 監査の概要

1 監査の対象箇所

番号	課 名	監査対象箇所	番号	課 名	監査対象箇所
1	文 化 政 策 課	金沢市文化ホール	21	施 設 管 理 課	東部環境エネルギーセンター
2	〃	金沢卯辰山工芸工房	22	〃	東部リサイクルプラザ
3	〃	金沢湯涌創作の森	23	教育総務課・教育施設課・学校指導課	長田町小学校
4	〃	金沢湯涌夢二館	24	〃	浅野町小学校
5	歴 史 都 市 推 進 課	金澤町家情報館	25	〃	米丸小学校
6	ス ポ ー ツ 振 興 課	額谷ふれあい体育館	26	〃	富樫小学校
7	〃	安原スポーツ広場	27	〃	湯涌小学校
8	〃	東金沢スポーツ広場	28	〃	田上小学校
9	〃	西金沢テニスコート	29	〃	医王山小学校
10	ス ポ ー ツ 振 興 課・ 緑 と 花 の 課	市民野球場	30	〃	不動寺小学校
11	産 業 政 策 課	I T ビジネスプラザ武蔵	31	〃	杜の里小学校
12	市 民 協 働 推 進 課	金沢学生のまち市民交流館	32	〃	野田中学校
13	市 民 課	犀川市民センター	33	〃	紫錦台中学校
14	〃	額市民センター	34	〃	高岡中学校
15	〃	本町市民センター	35	〃	芝原中学校
16	市民課生活衛生室	南斎場	36	〃	医王山中学校
17	福 祉 政 策 課	老人福祉センター万寿苑	37	〃	緑中学校
18	〃	老人福祉センター鶴寿園	38	〃	清泉中学校
19	保 育 幼 稚 園 課	中村町保育所	39	生 涯 学 習 課	キゴ山ふれあい研修センター
20	〃	八日市保育所			

2 監査の期間

令和8年4月13日から同年7月24日まで

3 監査を執行した監査委員

加藤弘行、中村哲郎、横越徹、森一敏、高村佳伸

なお、高村佳伸は令和8年6月22日に退任し、代わって同月25日に横越徹が就任した。

4 監査の対象範囲

令和7年度の財産管理等に係る事務（ただし、必要と認められた令和8年度及び令和6年度以前の年度の事務を含む。）

5 監査の対象項目

- (1) 公有財産の管理状況
- (2) 物品の管理状況

(3) 公金等の取扱状況

6 監査の着眼点

全国都市監査委員会が定める「財務事務監査の着眼点」に基づき、施設等における公有財産、物品及び公金等の管理状況や取扱いの妥当性、適正性を主眼とし、公有財産及び物品の管理については経済性等の観点にも留意した。

7 監査の実施内容

あらかじめ諸帳簿等の関係書類の提出を求め抽出による調査を行い、関係職員から説明を聴取するとともに、公有財産等の管理状況について実査を行った。

第2 監査の結果

財産の管理等の事務については、次のとおり改善を必要とする事項があったので、内容を十分把握して適切な措置を講じられたい。

なお、公表すべき事項には至らなかったが、改善を必要とする事項等については、関係課長にその旨指示したので、記述を省略した。

1 公有財産の管理について

[指摘事項（改善を必要とする事項）]

- (1) 次の施設において、建築基準法に基づく定期点検時に指摘された不備のうち、2年度以上改善されていないものが見受けられたので、必要な措置を早急に講じる必要がある。

課名	監査対象箇所
教育施設課	浅野町小学校

- (2) 次の施設において、消防法に基づく消防用設備等の定期点検時に指摘された不備のうち、2年度以上改善されていないものが見受けられたので、必要な措置を早急に講じる必要がある。

課名	監査対象箇所
文化政策課	金沢市文化ホール
教育施設課	不動寺小学校、野田中学校

- (3) 次の施設において、消防査察時に指摘された不備のうち、改善されていないものが見受けられたので、必要な措置を早急に講じる必要がある。

課名	監査対象箇所
福祉政策課	老人福祉センター鶴寿園
教育施設課	不動寺小学校